

Deloitte.

XX号
2022年11月号

税金と税関 ニュースレター

2023年6月発売

1行のストーリー タイトル
ロレム・イプサム

2行のストーリー タイトル
ロレム・イプサム

2行のストーリー タイトル
ロレム・イプサム

MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
Since 1845

今月号のハイライト:

法人所得税

- 社会化プロジェクトを実施する事業体は、他の法律の規定に違反した場合、CITインセンティブを受ける権利がありません
- 輸入関税の還付は、還付された年の他の所得に計上されます
- 投資プロジェクトがグレード1の都市部にある場合、立地的なCITインセンティブはありません
- 企業の祭り活動の宣伝と後援に関連する費用は、CIT控除の対象となります

労働・社会保険

- ホーチミン市における労働許可証の発行期限の短縮
- 社会保険から利益を得るために虚偽の病気休暇証明書を発行することは固く禁じられています

外国契約者の源泉徴収税

- 外国企業間の取引がベトナムで配送される商品は、外国請負業者の源泉徴収税の対象となります
- 外国請負業者の源泉徴収税を計算する際に、外国請負業者の所得分担の性質を決定します

間接税

- 政府は、2023年7月1日から2023年12月31日まで適用されるVATの10%から8%への引き下げに関する政令第44/2023/ND-CP号を発行しました
- オフィスリースサービスのVAT請求書

個人所得税

- ゲームショウのプレイヤーに賞金を支払う場合、1,000万ドンを超える賞金に対して源泉徴収する必要があります
- ベトナムで行われた仕事に関係のない非居住者の所得は非課税です

貿易と税関

- 最恵国待遇(MFN)輸入関税率表、輸出関税率表、絶対関税率、混合関税率、割当外関税率、通常輸入関税率の発行
- 輸出入品の原産地決定に関する規制
- 国内企業から輸出加工企業への売却に関する通関手続及び税制
- 輸出加工企業が支店に販売した商品に適用される関税および関税評価
- 内陸輸出入活動に関する政策、税関手続の改正に関する提案

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



法人所得税 ガイダンス裁定

社会化プロジェクトを実施する事業体は、他の法律の規定に違反した場合、CITインセンティブを受ける権利がありません

社会化CITインセンティブを享受するためには、職業訓練センターは政令第69/2008/ND-CP号に規定された条件だけでなく、関連法の規定も満たさなければならない。そのため、事業体が規制どおりに土地を適切に使用しなかった場合、CITインセンティブを受ける権利はありません。

(2023年5月12日付国税総局発行のOfficial Letter No. 1706/TCT-CS)

投資プロジェクトがグレード1の都市部にある場合、立地的なCITインセンティブはありません

省内の都市がグレード1の都市部として認識された日以降に投資証明書が付与された場合、企業は立地に基づくCITインセンティブを受ける権利がありません。

(2023年5月31日付、ビンズン省税務局発行のOfficial Letter No. 9516/CTBDU-TTHT)

輸入関税の還付は、還付された年のその他の所得に計上されます

会社が実際に2021年に商品を輸入したが、そのような商品の輸入関税が2022年に返金され、受領された場合、2022年のその他の収入に計上されます。

(2023年4月28日付Nghe An税務局発行のOfficial Letter No. 2299/CT-TTHT)

企業の祭り活動の宣伝と後援に関連する費用は、CIT控除の対象となります

企業がフェスティバルで広告およびブランドプロモーションサービスを使用し、フェスティバル組織委員会が舞台芸術センターが企業との契約に署名し、VAT請求書を発行することを許可した場合、次のようになります。

- これらの請求書に対応する仮払消費税は、付加価値税の対象となる企業の事業活動に関連し、規定された条件を満たしており、貸方記入可能です。
- 企業の祭り活動の宣伝や協賛のための費用は、所定の条件を満たしている場合に控除されます。

(2023年5月22日付ハイフォン税務局発行のOfficial Letter No. 2520/CTHPH-TTHT)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



間接税 新規制

ガイダンス裁定

政府は、2023年7月1日から2023年12月31日まで適用されるVATの10%から8%への引き下げに関する政令第44/2023/ND-CP号を発行しました

2023年6月30日、政府は2023年7月1日から12月31日までの期間に販売された10%のVATの対象となる商品およびサービスに適用される、2023年のVAT減税に関する政令第44/2023/ND-CPを公布しました。

この政令に基づくVAT減税の対象とならない商品およびサービスには、次のものが含まれます。

a) 電気通信、金融、銀行、証券、保険、不動産取引、金属およびプレハブ金属製品、鉱業製品(石炭鉱業を除く)、コークス、石油精製品、化学製品。詳細は、本政令の付録IIに記載されています。

b) 物品税の対象となる商品およびサービス。詳細は、本政令の付録IIIに記載されています。

c) 情報技術に関する法律に基づく情報技術。詳細は、本政令の付録IIIに記載されています。

対象となる商品およびサービスに対するVATの減額は、輸入、生産、加工、および取引プロセスで一貫して適用されます。

企業は、VAT申告書とともに、本政令の付録IVのフォームNo.01に基づき、VAT減額された商品およびサービスを申告する必要があります。

(2023年6月30日付政令第44/2023/ND-CP号)

オフィスリースサービスのVAT請求書

オフィスリースサービスを提供する際にVAT控除法を適用する企業は、政令第123/2020/ND-CP号第4条第1項に従って請求書を発行し、購入者に交付する必要があります。

オフィスリースサービスのVAT課税額には、通達第219/2013/TT-BTC号第7条第22項に基づき会社が権利を有するサービス価格に加えて、追加料金および手数料が含まれるものとします。

(2023年5月23日付ハノイ税務局発行の
Official Letter No. 35355/CTHN-TTHT)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



労働・社会保険 新決定

ガイダンス裁定

ホーチミン市における労働許可証の発行期限の短縮

ホーチミン市人民委員会は最近、労働許可証の手続きに関する3つの改正を指示する決定を下しました。

1. 直接労働契約の登録(海外に赴任する人との契約)
2. 外国人労働者が労働許可証の対象とならないことの確認。
3. ベトナムで働く外国人労働者の就労許可の延長

ここで、

- 外国人労働者が労働許可証の資格がないことを証明するプロセスは、05日から03営業日に短縮されます。
- 外国人労働者の労働許可証の延長手続きは、書類の構成、申請書、申告書の面で調整され、処理時間は05日から03営業日に短縮されます。

本決定は、署名の日から効力を生じます。

(ホーチミン市人民委員会発行2023年6月2日付決定第2273号/QD-UBND)

社会保険から利益を得るために虚偽の病気休暇証明書を発行することは固く禁じられています

社会保険を享受するための休暇証明書の発行に関して、ホーチミン市社会保険庁は、地域の病院や診療所に対し、医療法、健康保険法、保健省の医療手順を真剣に実施するよう勧告し、社会保険および健康保険基金の恩恵を受けるための病気休暇文書の付与を禁止しています。

社会保険局は、社会保険および健康保険給付を享受した参加者のデータに基づいて、社会保険セクターのデータシステムに基づいてレビューおよび比較します。虐待や暴利行為の兆候が発見された場合は、所轄官庁と連携して検査、検査、取り扱いを行います。

(ホーチミン市社会保険庁発行2023年6月5日付Official Letter No. 563/BHXH-GD2)



Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



個人所得税 ガイドンス裁定

ゲームショウのプレイヤーに賞品を支払う場合、1,000万ドンを超える賞金に対して源泉徴収する必要があります

ハノイ税務局によると、不動産会社がゲームショープログラム「100万ドルの家を狩る」を企画し、当選者が会社の従業員でない場合、当選金額を支払う際に、不動産会社は当選者に代わって源泉徴収と賞金の当選宣言を行う責任があります。税務申告は、通達第92/2015/TT-BTC号で発行されたフォームNo.06/TNCNを適用するものとします。

賞金獲得による所得に対するPITの計算基準は、通達第111/2013/TT-BTC号第15条の規定に基づいており、賞品の獲得による課税所得は、賞品の受領回数に関係なく、個人が当選時間ごとに受け取る賞金の1,000万ドンを超える部分です。

(2023年5月24日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 35708/CTHN-TTHT)

ベトナムで行われた仕事に関係のない非居住者の所得は非課税です

ベトナムに赴任する外国人専門家が負担する個人所得税の算定は、在留資格によって異なります。

外国人専門家が居住の条件を満たしている場合、個人所得権の対象となる所得は、ガイドラインに従って所得が支払われる場所に関係なく、グローバル所得(ベトナム国内およびベトナム国外で稼いだ所得)となります。ベトナム国外で支払われる所得については、ベトナムの税務当局に直接申告し、支払う必要があります。

対照的に、外国人専門家がベトナムに居住する条件を満たさない場合、彼/彼女はベトナムの非居住者と判断され、ベトナム源泉所得に関してのみPITに責任を負うものとします。支払われた所得がベトナムで行われた仕事に関連しない場合、ベトナムのPITの責任を負う所得には含まれないものとします。

(2023年6月12日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 40818/CTHN-TTHT)



Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

外国契約者の源泉徴収税 ガイダンス裁定

外国企業間の取引がベトナムで配送される商品は、外国請負業者の源泉徴収税の対象となります

税務総局のガイダンスによると、外国企業間で取引されている商品がベトナム企業を通じてベトナムの領土内に配送される場合、これらの商品は外国請負業者源泉徴収税(「FCWT」)の対象となります。

ベトナムの当事者は、通達第103/2014/TT-BTC号の規定に従って、外国の売り手に代わってFCWTを申告し、支払う責任があります。

(2023年5月17日付税務総局発行のOfficial Letter No. 1861/TCT-CS)

外国請負業者の源泉徴収税を計算する際に、外国請負業者の所得分担の性質を決定します

外国請負業者が共同収益契約に基づいてベトナムから収入を得る場合、会社は完了した作業と実際の状況に基づいてこの収入の性質を判断し、CITとVATの適切な税率を適用する必要があります(通達第103/2014/TT-BTC号第12条および第13条に規定)。

外国請負業者が通達第103/2014/TT-BTC号第2章第8条第2項に基づいて直接申告される条件を満たさない場合、ベトナム企業は外国請負業者に代わってFCWTを源泉徴収、申告、および支払う責任があります。

(2023年5月22日付ビンズン省税務局発行のOfficial Letter No. 9032/CTBDU-TTHT)



Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易と税関 新しい規制

最恵国待遇(MFN)輸入関税率表、輸出関税率表、絶対関税率、混合関税率、割当外関税率、通常輸入関税率の発行

2023年5月31日、政府は政令第26/2023/ND-CP号(以下「政令第26号」)を公布し、最恵国待遇輸入関税率表、輸出関税率表、絶対関税、混合関税、枠外関税を規定しました。政令第26号は、2023年7月15日から施行されます。政令第26号の注目すべき内容は次のとおりです。

- 政令の附属書1のグループ#211の商品に適用される輸出関税率表。
- 最恵国待遇関税率表。
- 機械加工機、中古車など、特定の製品の輸入関税。
- 自動車部品に対する関税インセンティブ制度の延長とその適用プロセス。
- 商品と割当量外の関税のリスト。

同日、内閣総理大臣決定第15/2023/QD-TTg号が公布され、輸入品に適用される通常の輸入関税が公布されました。

輸入関税および輸出関税率表を規定する政令第26/2023/ND-CP号および決定第15/2023/ND-CP号に関する注意喚起については、[こちらをご覧ください](#)。

(2023年5月31日付政令第26/2023/ND-CP号、
2023年5月31日付首相決定第15号/QD-TTg)

輸出入品の原産地決定に関する規制

2023年5月31日、財務省(以下「MOF」)は、輸出入貨物の原産地決定に関する通達第33/2023/TT-BTC(以下「通達33」)を発行しました。回覧33は、2023年7月15日より発効し、通達第38/2018/TT-BTC号および関連する回覧に代わるものです。

本回覧の注目すべき内容は、以下のとおりです。

- 物品の原産地に関する事前裁定の実施に関する詳細な規定。
- 輸入段階での税関申告のための原産地証明(PO)のスキャン/コピーバージョンの受け入れ。
- 些細な差異やHSコードの違いがP/Oの妥当性に影響しないケース

輸出入品の原産地決定に関する通達第33/2023/TT-BTC号に関する注意喚起については、[こちらをご覧ください](#)。

(財務省発行2023年5月31日付通達第33/2023/TT-BTC)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



貿易と税関 ガイダンス裁定

国内企業から輸出加工企業への売却に関する通関手続及び税制

輸出製造用の原材料および消耗品を輸入(モードE31)し、完成品を輸出加工企業(「EPE」)に販売して輸出権を使用して海外に輸出する国内企業は、免税輸入原材料および消耗品の使用目的の変更をEPEに販売する前に申告する必要があります。

国内企業がEPEに発行された請求書のVAT率に関する問題に遭遇した場合は、国内の税務当局に連絡してガイダンスを求める必要があります。

(税関総局発行2023年5月23日付Official Letter No. 2457/TCHQ-TXNK)

輸出加工企業が支店に販売した商品に適用される関税および関税評価

EPEが支店に販売する商品の注意点:

- 特別特惠輸入関税の適用について:EPEが支店に販売する物品は、自由貿易協定に基づく特別特惠輸入関税表を公布する政令に規定された条件を満たす場合、特別特惠輸入関税を享受することができます。
- 関税評価について:EPEから支店が購入した商品は、関税額を決定するための取引価額法の適用の対象にはなりません。代わりに、通達第39/2015/TT-BTC号に基づく他の代替方法を採用するものとします。

(税関総局発行の2023年4月28日付Official Letter No. 2076/TCHQ-TXNK)



Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易と税関 注目すべきニュース

内陸輸出入活動に関する政策、税関手続の改正に関する提案

税関総局は、内陸輸出入に関する政令第08/2015/ND-CP号(以下「政令08」)第35条の改正を提案します。

1. 政令08第35条の内陸輸出入取引に関する現行の規制を全面的に撤廃する。
2. 税務総局とその省税部門に、次の場合に税金の管理と徴収の責任を負うことを提案します。
 - ベトナムの事業者が外国の貿易業者のために加工したが、外国の貿易業者がベトナムの他の組織や個人に販売した商品。
 - 海外の組織または個人に輸出するために輸入関税が免除された材料からベトナムの事業者によって製造され、別のベトナムの事業者に配送されることが指定された商品。
 - ベトナムに拠点を置かずに国内企業と外国の貿易業者との間で取引され、ベトナムで配送されるように指定された商品。

内陸輸出入活動に関する政令第08/2015/ND-CP号第35条を改正するGDCの提案に関する注意喚起については、[こちらをご覧ください](#)。

(税関総局発行2023年5月29日付Official Letter No. 2587/TCHQ-GSQL および2588/TCHQ-GSQL)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

Contact Us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com



Tat Hong Quan
Tax Partner
+84 28 7101 4341
quantat@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da
District, Hanoi, Vietnam
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square
Building, 57-69F Dong Khoi
Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750



Vu Thu Ha
Tax Partner
+84 24 710 50024
hatvu@deloitte.com



Dang Mai Kim Ngan
Tax Partner
+84 28 710 14351
ngandang@deloitte.com



Bob Fletcher
Director, Trade and Customs
+84 28 7101 4398
fletcherbob@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.